

生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針案（概要）

## 1. 制定趣旨

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）により生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮法」という。）の一部が改正され、厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業（以下「3事業」という。）の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、3事業の実施に必要な体制の整備に関する指針を公表するものとされた。

これを受け、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針を策定するものである。なお、本指針の策定に伴い、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善事業の適切な実施等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第343号）は廃止することとする。

## 2. 告示の概要

### （1）3事業の全国的な実施等

#### ① 3事業の立上げ等に当たっての考え方

（i）3事業のいずれか又は全てを実施していない自治体においては、生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関をはじめとした関係機関等と連携し、事業の実施に係るニーズや地域資源の状況について適切に把握を行うこと。

（ii）支援ニーズやマンパワー・地域資源の不足等の事情を抱える自治体についても、事業の広域的な実施等、地域の実情に応じた柔軟な方法による実施や、地域資源を活用した方法による実施も考えられることから、これらの方法によることも含め、3事業の実施については積極的に検討を行うこと。

また、現在事業を実施している自治体においても、持続的な事業運営を行うために上記のような方法に移行することも考えられる。

#### ② 都道府県による支援

都道府県は、単独での事業の実施が困難な市や福祉事務所設置町村に対して事業実施に向けた支援を行うことが必要であり、その方法として、具体的には、管内の市や福祉事務所設置町村に対する好事例の共有や事業の広域的な実施に向けた調整、管内の地域資源の開拓等が考えられる。

### （2）3事業における支援の質の向上

#### ① 3事業と生活困窮者自立相談支援事業との連携に当たっての考え方

（i）生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業と生活困窮者自

## 立相談支援事業の一体的な実施

改正法による改正後の困窮法第7条第4項において、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業（以下「両事業」という。）を行うに当たっては生活困窮者自立相談支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとされた。

これらの事業を一体的に実施するための具体的な方法については、以下のよう  
な例が考えられる。

イ 自立相談支援機関による相談対応や自立支援計画の作成に当たり、両事業の支援員も参画し、きめ細かな課題の洗い出しや情報提供及び助言、多角的な支援方針の検討を行う。

ロ 支援開始後も、両事業と生活困窮者自立相談支援事業の支援員同士が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有し、その後の支援に活かすほか、相互に支援に参画する。

ハ 両事業における支援を行う中で、支援対象者が他の事業又は関連施策による支援を利用することが望ましいと考えられる場合に、生活困窮者自立相談支援事業を経由してその支援につなぐことが可能な連携体制を確保する。

ニ 困窮法に基づく支援会議又は支援調整会議等を活用して情報共有等を行う。

### (ii) 生活困窮者居住支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業の連携

生活困窮者居住支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業の実施に当たっても両事業の連携は重要であることから、その具体的な内容について示す。

イ 住居を持たない生活困窮者に対し、生活困窮者居住支援事業により衣食住に係る支援を行うとともに、生活困窮者自立相談支援事業と連携して就労等に向けた支援を実施する。

ロ 住居を有するものの居住に困難を抱える者に対して生活困窮者自立相談支援事業による相談支援を行うとともに、生活困窮者居住支援事業により居住を安定して継続するための支援を実施する。

ハ 生活困窮者居住支援事業を行う中で、支援対象者が他の事業又は関連施策による支援を利用することが望ましいと考えられる場合に、生活困窮者自立相談支援事業を経由してその支援につなぐことが可能な連携体制を確保する。

### ② 生活困窮者を3事業の利用につなげる取組に当たっての考え方

潜在的な生活困窮者を3事業につなげるため、困窮法第8条第1項に基づき生活困窮者の積極的な把握に努めること。また、同条第2項に基づき、生活困窮者に対する事業の利用勧奨に努めること。

### ③ 関連機関等との連携及び地域づくりに当たっての考え方

生活困窮者自立支援制度の基本理念である「包括的な支援」の実現のため、インフォーマルな支援を含む関連事業と連携しながら支援を行うことや、困窮法に基づく事業による支援の終了後も地域全体で継続的に必要な支援を行うことが重要。また、都道府県等の各所掌事務の担当部局や関係機関との連携体制の構築を図ること。特に、

居住支援に当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会への参画等を通じた居住支援関係者との連携を図りたい。さらに、地域における支援のため、日頃から地域資源を把握し、関係を構築することも重要。

④ 特定被保護者に対して 3 事業を活用して支援を行うに当たっての考え方

改正法により、3 事業について、改正法による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 11 第 1 項に規定する特定被保護者もその対象に追加した。これを踏まえ、都道府県等の生活困窮者自立支援制度の担当部局及び生活保護の担当部局の間においては、あらかじめ、特定被保護者の受入れ方法等について取決めを行うこと。また、特定被保護者による事業の利用開始後も、都道府県等及び保護の実施機関の間で十分に連携し、保護の実施機関は継続的に支援に関与すること。

⑤ 委託先選定に当たっての考え方

事業の質の維持や継続性確保のため、事業の委託先の選定に当たっては、以下のよう内容に留意すること。

(i) 事業の継続性の確保や支援の質の向上を図る観点から、複数年度にわたる契約を行うことも考えられること。

(ii) 価格のみならず、事業内容や支援実績、処遇に係る状況、地域の実情への理解の状況等を踏まえて選定を行うことが望ましいこと。

⑥ 都道府県による研修及び支援手法に関する助言等を通じた支援員等の資質の向上等の支援に当たっての考え方

支援に当たる支援員等の資質の向上等のため、都道府県は研修事業の積極的な実施や市等の圏域を超えた関係性作りに対する支援等を行うよう努めること。

### 3. 根拠条項

改正法による改正後の困窮法第 7 条第 6 項

### 4. 適用期日等

○ 告示日：令和 7 年 3 月下旬（予定）

○ 適用期日：令和 7 年 4 月 1 日（改正法の施行日と同日）